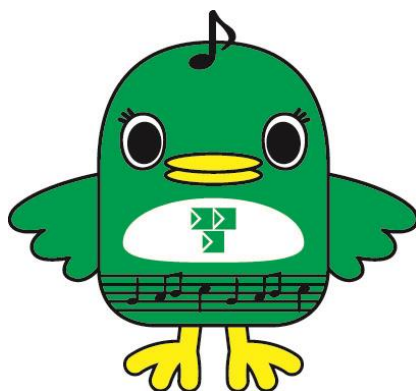


防犯カメラ設置費補助金 申請の手引き

防犯カメラを設置するための町会・自治会等向けの手引きです。
安全で安心なまちづくりのためにぜひご活用ください。



習志野市
(令和7年4月)

目次

I	補助制度の概要	1
1	制度の目的	
2	補助の条件について	
3	補助対象となる経費	
4	補助金の額	
II	防犯カメラ設置の流れ	2
1	防犯カメラの設置に向けた準備等	
2	防犯カメラ設置場所の許可等の手続き	
3	防犯カメラ設置における注意事項	
4	防犯カメラの維持管理	
III	補助金申請における手続きについて	10
1	補助金交付申請の手続きの流れについて	
2	添付書類記載例	
IV	Q&A	17
V	問い合わせ先一覧	18

I 補助制度の概要

1 制度の目的

町会や自治会等が地域に設置する防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助することで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進することを目的としています。

2 補助の条件について

市内の町会、自治会、商店会その他の地域的な共同活動を行う団体で、以下の条件を全て満たすものとします。

- ・他に補助金等を受けていないこと
- ・ゴミ集積所の監視等、特定の施設を監視する目的で設置したものではないこと
- ・撮影範囲の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の人が通行する私道を含む）であること。等
- ・設置する防犯カメラの画素数は、200万画素以上であること。

3 補助対象となる経費

- ・防犯カメラの購入費及び設置工事費用
- ・防犯カメラの設置を示す看板等の費用
- ・東京電力への共架料等申請に係る経費（共架申請費）

補助対象外となる経費

- ・機器の維持管理費用、移設・撤去費用
- ・パソコン又はモニターの購入及び設置費用
- ・土地の取得や使用に係る費用
- ・機器のレンタルやリース費用

4 補助金の額 下記①と②のいずれか低い額となります。

①補助対象となる経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）

②補助上限額

- ・新たに防犯カメラを設置する場合 40万円
- ・既設の防犯カメラの入れ替え等により再整備する場合 20万円

※防犯カメラの設置台数の制限はありません。

防犯カメラ設置を検討する際は、必ず「習志野市防犯カメラ設置費補助金交付要綱」及び「習志野市防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を御覧ください。

Ⅱ 防犯カメラ設置の流れ

防犯カメラの設置については、目的、場所、設置や維持管理に要する費用、地域住民の合意、設置場所の許可手続き等を考えた上で準備を進めてください。

Ⅰ 防犯カメラの設置に向けた準備等

(1) 設置の必要性・目的を検討する

防犯カメラを設置する必要性や、地域で発生しているどのような犯罪を防いでいきたいか等、目的をご検討ください。

(2) 設置場所、撮影範囲等を検討する

犯罪を防止するために効果的な設置場所を検討しましょう。

犯罪などが起きている場所・状況を調べましょう。また、地域で不安に思っている場所も調べましょう。

★まずは、習志野警察署（生活安全課）に相談しましょう。

警察署では、防犯カメラ設置の相談を気軽に受け付けてくれます。地域の犯罪発生状況や、どこに設置すれば効果的か等のアドバイスが受けられます。

事前協議時に習志野警察署との協議内容を報告していただきます。



(3) 地域の合意について

防犯カメラを設置することや設置する場所などについて、町会・自治会の総会等で決定したり、設置場所周辺の住民等へ説明し、合意を得ておくことが必要です。

(4) 設置費用・維持管理費用を踏まえて機器を選定する。

防犯カメラの機種や設置費用について検討し、防犯カメラ取扱業者等に相談してください。見積りは複数の業者から取ることをお勧めします。

また、設置後は維持管理やメンテナンスに係る費用が発生するため、そのことも考えて選定しましょう。

○機種検討のポイント

◆防犯カメラを設置したい場所の環境に適した防犯カメラを選ぶ

⇒夜間でも明るい繁華街と、夜は暗い住宅街などでは必要となる性能も異なります。

◆設置後も町会・自治会で維持管理できる性能を考える

⇒消費電気料ももちろんですが、メンテナンスや修繕についても設置業者と一緒に検討しましょう。

◆公益社団法人 日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定制度（RBSS（優良防犯機器））に適合しているか否かも、一つの目安になります。

RBSSについて（公益財団法人 日本防犯設備協会HPより）

防犯機器は一般の家電製品と違い、施工工事が伴うことが多く、その選定も業者にお任せする場合があります。

しかし、使用される立場で商品の特性をよく知っておくことは重要だと考えます。

当協会の認定するRBSSという「優良防犯機器」は皆様に機器選定のひとつの目安となることを目指しています。

※機器の性能を十分に発揮するには、適切な機器に組み合わせ、また、その施工が必要になってきます。

RBSSを選定したあとも、よく業者の方と防犯の意識を相談されることをお勧めします。

【防犯カメラの型式について】

防犯カメラには、【スタンドアローン型】と【ネットワーク型】があり、どちらもメリット・デメリットはありますが、運用方法や維持管理費を検討したうえで設置検討することをオススメします。

【スタンドアローン型】とは…

カメラ内部にある記憶媒体に映像を記録し、必要な際にSDカードやハードディスク等の記憶媒体からパソコン等で映像を読み取る防犯カメラ

【ネットワーク型】とは…

ネットワーク（インターネット）を通じて、遠隔地にある画像・映像をリアルタイムで確認することが出来る防犯カメラ。運用コストは維持費もかかるため割高

（5）防犯カメラ配置予定図、防犯カメラ設置及び運用規程を策定する

防犯カメラを設置する現場を確認し、配置予定図（P12参照）を作成してください。

また、防犯カメラを適正に運用するためにも、防犯カメラ設置及び運用規定（P13参照）を策定してください。

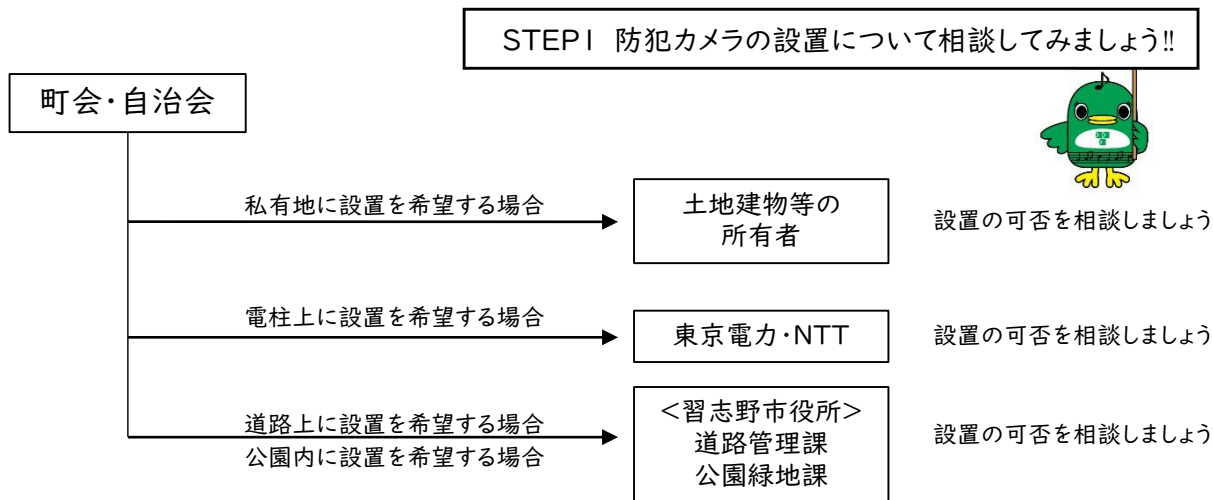
事前協議時に、地域の合意や配置予定図、運用規程について報告していただきます。



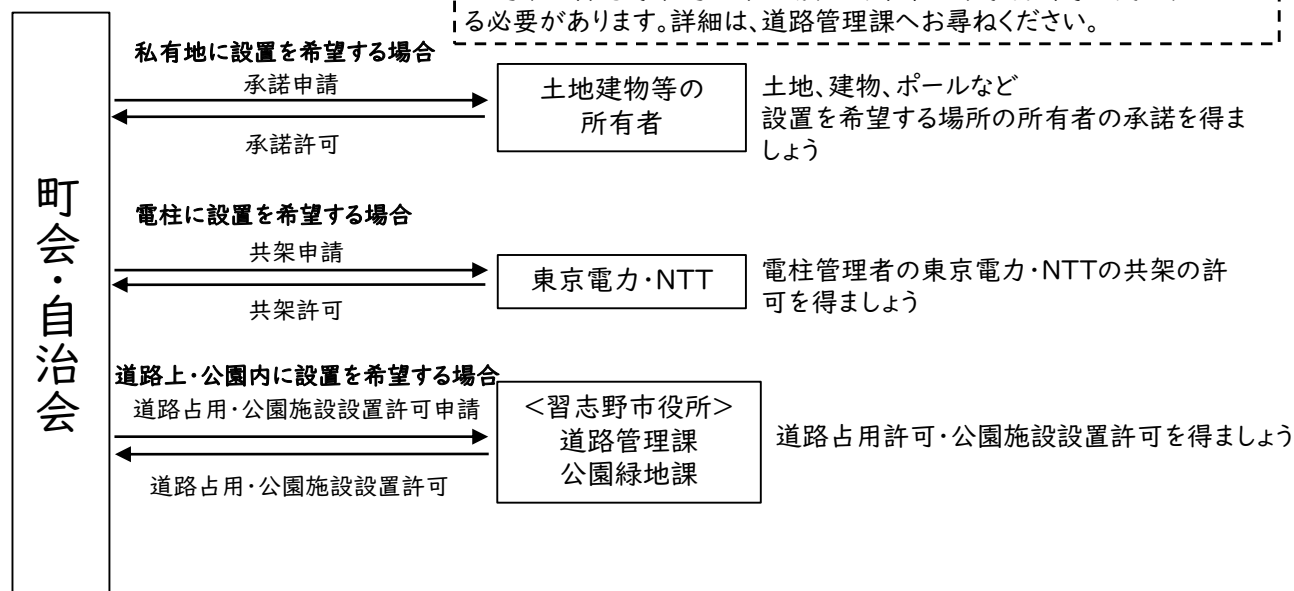
2 防犯カメラ設置場所の許可等の手続き

防犯カメラを設置する場所により、手続きが異なりますので、次を参考に手続きを行ってください。

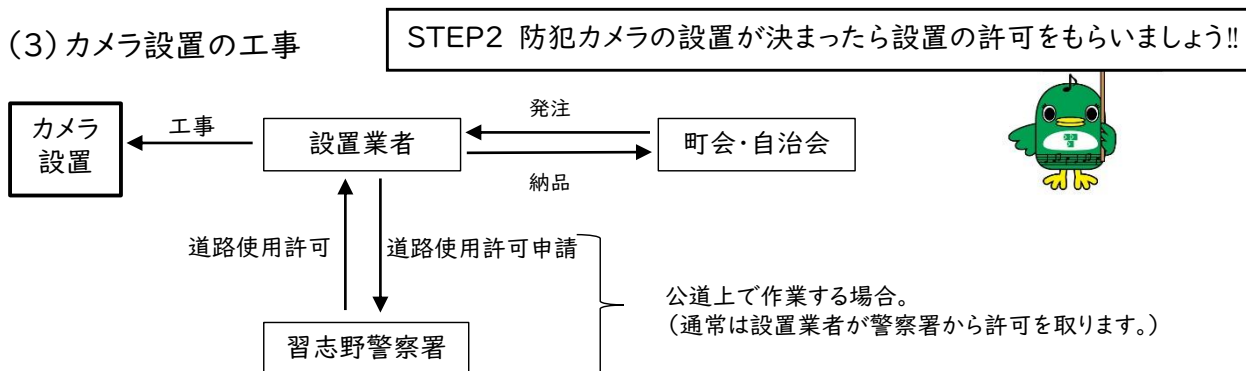
(1) カメラ設置の相談



(2) カメラ設置の許可申請



(3) カメラ設置の工事



(4) 設置場所の許可

設置したい場所の所有者、管理者の許可が必要です。

◎設置場所が私道・私有地のケース

ア 建物の壁等に設置する場合

→所有者の承諾が必要です。

※分譲マンションの場合は、管理組合の承諾が必要です。

イ 既存のポール(個人宅の電源引込柱など)に設置する場合

→所有者の承諾が必要です。

市が所有する防犯灯の鋼管ポールには、防犯カメラを設置できる強度が確保できていないため、設置はできません。

ウ 新たにポールを設置してカメラを設置する場合

→土地所有者の承諾が必要です。

エ 電柱に設置する場合

※電柱は主に、東京電力が設置する東電柱と、NTTが設置するNTT柱があります。

どちらの電柱か確認し、設置可能か問い合わせる必要があります。

※手続きが複雑なため、設置業者と相談してすすめるようにしましょう。

※東電柱とNTT柱の見分け方は20ページを参照

→①私道・私有地所有者の承諾が必要です。

②電柱所有者の東京電力、NTTの添架許可が必要です。



電柱に設置した
場合のイメージ



ポールに設置した
場合のイメージ

オ 電柱に設置するが、カメラが公道にかかる場合（下図参照）

→①私道・私有地所有者の承諾が必要です。

②電柱所有者（東京電力、NTT）の添架許可が必要です。

③道路管理課の道路占用許可が必要です。

（原則、地上から4.5m以上の高さに設置する必要があります）

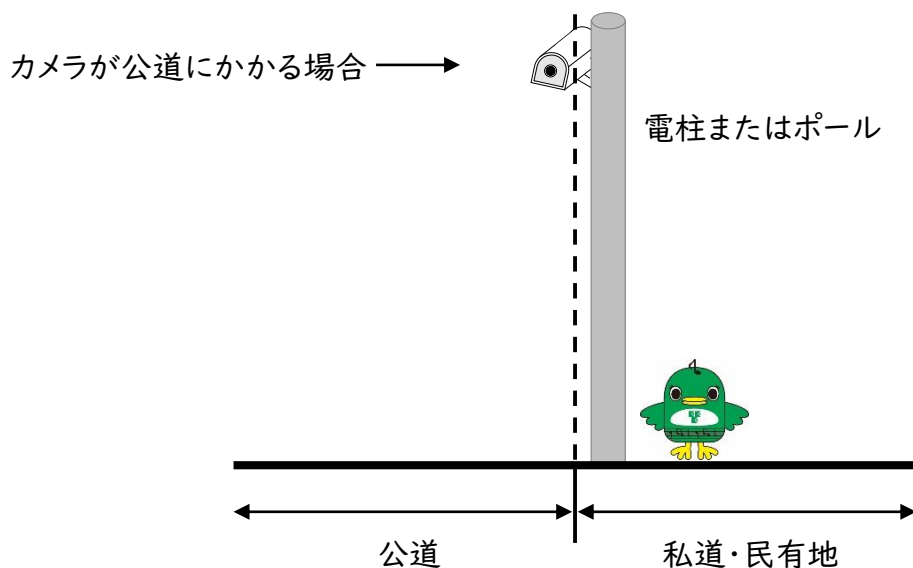
カ ポールに設置するが、カメラが公道にかかる場合（下図参照）

→①私道・私有地所有者の承諾が必要です。

②ポールの所有者の承諾が必要です。

③道路管理課の道路占用許可が必要です。

（原則、地上から4.5m以上の高さに設置する必要があります）



◎設置場所が公道（私道・県道・国道）のケース

ア 電柱に設置する場合

- ①電柱所有者の東京電力、NTTの共架の許可が必要です。
- ②道路管理課の道路占用許可が必要です。
（原則、地上から4.5m以上の高さに設置する必要があります）

イ 新規に公道上にポールを設置する場合

- ①道路管理課への事前相談
- ②道路管理課の道路占用許可が必要です。

ウ 既存のポール等に設置する場合

- ①ポールの所有者の承諾が必要です。
- ②道路管理課の道路占用許可が必要です。
（原則、地上から4.5m以上の高さに設置する必要があります）

◎設置場所が公園・緑地のケース

ア 電柱に設置する場合

- ①電柱所有者の東京電力、NTTの共架の許可が必要です。
- ②公園緑地課の占用許可が必要です。

イ 電柱以外に設置する場合

- ①公園緑地課に相談してください。

◎設置場所が国・県・市所有の土地のケース

それぞれの所有者の使用許可を得てください。

3 防犯カメラ設置における注意事項

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるために、防犯カメラを設置している旨の表示の看板等を設置してください。

※表示看板は、補助金交付において必ず設置する必要があります。（補助金の対象経費となります。）



防犯カメラ作動中
〇〇自治会

設置者がわかるように設置者名（町会、自治会等名）を記載してください。

4 防犯カメラの維持管理

(1) 日常の維持管理

防犯カメラは屋外に設置する電子機器です。長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

また、取付部品の経年劣化等により、落下する危険もあります。

※カメラの落下などで事故が発生した場合は、設置した団体の責任となります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質補償期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕を見込んだ計画も必要です。

【参考】防犯カメラ維持管理にかかる電気料金等は

- ・電気料金が約4,500円/年かかります。
- ・電柱へ設置する場合は電柱共架料が約1,500円/年必要となります。
- ・保守管理費用は、設置場所や防犯カメラの種類により異なりますので設置業者や専門業者等に確認してください。

(2) 管理責任者の選出について

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適切な管理を図るため管理責任者を指定しましょう。

(3) 画像データ等の取扱いについて

画像データが外部にもれることのないよう防犯カメラの運用基準を定め、慎重な管理を行いましょう。

(4) 継続使用

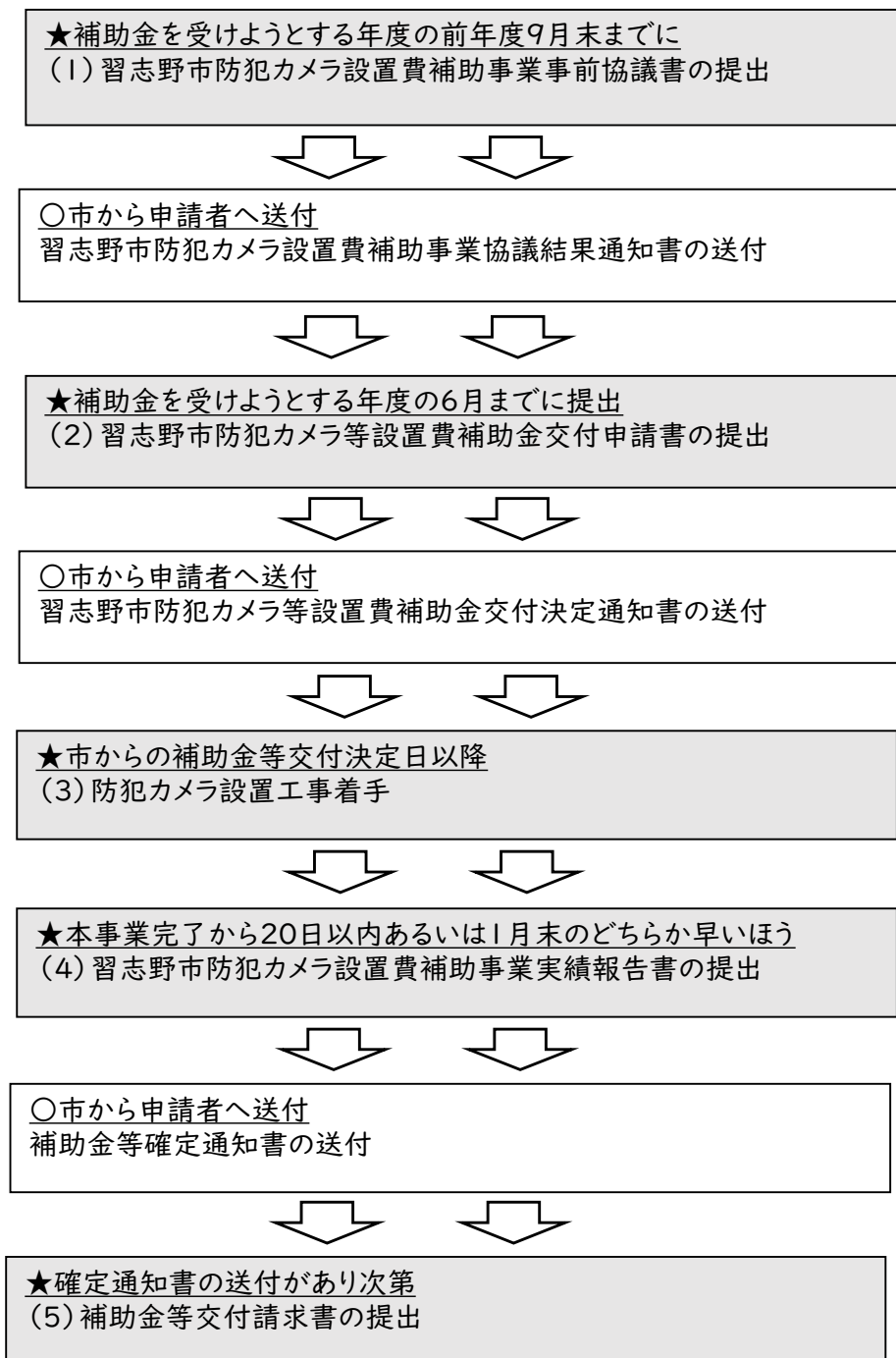
補助金を活用して設置した防犯カメラは、最低でも設置した年度の翌年度から5年間は継続して使用し、適切に管理してください。

Ⅲ 補助金交付申請における手続きについて

Ⅰ 補助金交付申請の手続きの流れについて

申請者は、必ず習志野市防犯カメラ設置費補助事業申請におけるガイドラインを一読のうえ、申請してください。

★申請者による対応 ○市による対応



防犯カメラ設置事業計画書

団体	名称	習志野第1町会	
	代表者氏名	習志野 太郎	
	代表者住所	習志野市鷺沼2-1-1	
	代表者連絡先	047-451-1151	
設置台数	2台		
設置箇所住所 (取付け箇所も記入)	習志野市鷺沼2-1-1地先		
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
工事予定金額(税込)	400,500円		
補助金申請予定額	200,000円 (補助対象経費に2分の1を乗じて得た額、1,000円未満切捨)		
設置の目的	町会内の犯罪抑止、また犯罪が発生した場合における迅速な解決に向け、防犯カメラを設置する。		
設置箇所周辺住民 との協議について	協議日	令和●年 ●月●●日	
	協議者	●●他 ●名	
	協議の内容	設置目的、設置箇所を説明し了解を得る	
総会等の協議について	協議日	令和●年●月●●日	
	協議の内容	町会の総会において、設置について協議し承認を得た。	
警察との協議について	協議日	令和●年●月●●日	
	協議対応者	習志野警察署	生活安全課 習志野氏
	協議の内容	防犯カメラの撮影方向や設置箇所	
備考			

様式任意

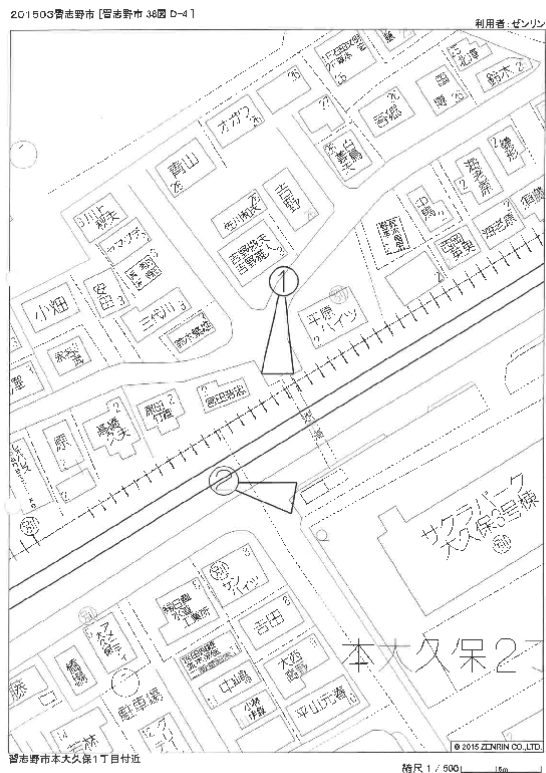
記載例

(5) 防犯カメラの配置予定図

申請者 ●●町会

設置予定場所 ●●●—●—●

周辺図



現地写真



記載例

〇〇町会or自治会 防犯カメラ設置及び運用規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇町会or自治会（以下「町会or自治会」という。）が行う自主防犯活動を補完することを目的として設置及び運用する防犯カメラに関し、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護及び適切な管理運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (3) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(設置)

第3条 防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置場所の決定又は変更は、所轄警察署の指導のもと、町会or自治会役員会の承認（総会等の議事録に記載）を得て行うこと。
- (2) 設置場所付近の住民の合意を得ること。
- (3) 撮影範囲の1／2以上の面積が公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。）であって、特定の個人や施設を撮影対象にしないこと。
- (4) 設置場所付近に防犯カメラが作動し、撮影している旨及び町会or自治会名を標識等により表示すること。
- (5) 道路等に設置する場合は、道路管理者等の許可を得ること。

(運用)

第4条 防犯カメラの運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの機材の機能維持のため、適切な期間において保守点検の実施を行うこと。
- (2) 防犯カメラの機材、画像及び画像データの故障、紛失等を防止するための必要な措置を講ずること。

(管理責任者等)

第5条 防犯カメラの適正な設置、管理運用並びに画像の取り扱いを行うために、管理責任者及び必要に応じて管理者を置くものとする。

2 管理責任者は、(町会長or自治会長)とし、管理者は(町会or自治会防犯担当役員)とする。

3 管理責任者及び管理者以外の者による防犯カメラに係る操作は禁止するものとする。

4 管理責任者は、習志野市から防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じなければならない。

(画像等の管理)

第6条 画像及び画像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)の管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像の閲覧は、管理責任者又は管理者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。

(2) 画像の保存期間は、14日以内とする。

(3) 前号の保存期間を終了した画像は、新たな画像を上書きする方法等により消去する。

(4) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保管すること。

(5) 記録媒体は、外部への持ち出しを禁止し、施錠等により防護された場所に保管すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。

(6) 記録媒体は、破砕、裁断等により再生不可能な状態にしてから廃棄すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざん並びに紛失の防止を図ること。

(8) 画像を利用するためのパスワードは管理責任者等によって管理し、管理責任者等の選任、又は変更があった場合は、このパスワードを変更すること。

(9) 前号に掲げるもののほか、管理責任者等において特に必要があると認めるとき、画像を利用するためのパスワードを変更すること。

(利用及び提供の制限)

第7条 画像及び記録媒体は、次の各号に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。

(1) 裁判所、捜査機関等から法令に基づいて公文書による請求があったとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ない場合など、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) その他個人情報保護法に基づき提供するとき。

2 画像及び記録媒体を防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像は、必要な範囲に限定すること。

(2) 管理責任者において、その必要性を審査し、相当と認められる場合は、書面をもって許可すること。

(3) 目的、日時、利用し又は提供される者の名前及び画像の範囲を記録し、保存すること。

(守秘義務等)

第8条 管理責任者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。
また、その地位を退いた後も同様とする。

(苦情処理)

第9条 管理責任者等は、防犯カメラの設置や運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応し、適切な処置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、**町会or自治会**役員会で協議して対処するものとする。

附 則

この規程は、**令和 年 月 日**から施行する。

習志野市ホームページから「防犯カメラ設置及び運用規程」の参考様式はダウンロードできます。

任意様式

記載例

土地・建物使用承諾書

令和●年●●月●●日

所有者氏名 ●● ●● 印

所有者住所 ●● ●—●—●

電話 ●●● (●●●) ●●●●

私が所有する土地・建物について、下記のとおり使用することを承諾する。

記

土地 建物の所在 習志野市●● ●—●—●

使用目的 防犯カメラ一式を設置するため

使用期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

使用者氏名 ●●町会 会長 ●●●●

使用者住所 習志野市●●●—●—●

IV Q&A

Q:土地の所有者が不明な場合は？

A:近所の方が知っている場合があるので、まずは近所の方へ聞いてみてください。

わからなければ、土地の登記簿を確認しましょう。

登記簿は千葉地方法務局本局(P21)で取得できます。

Q:土地の使用に対し許可が取れない場合は？

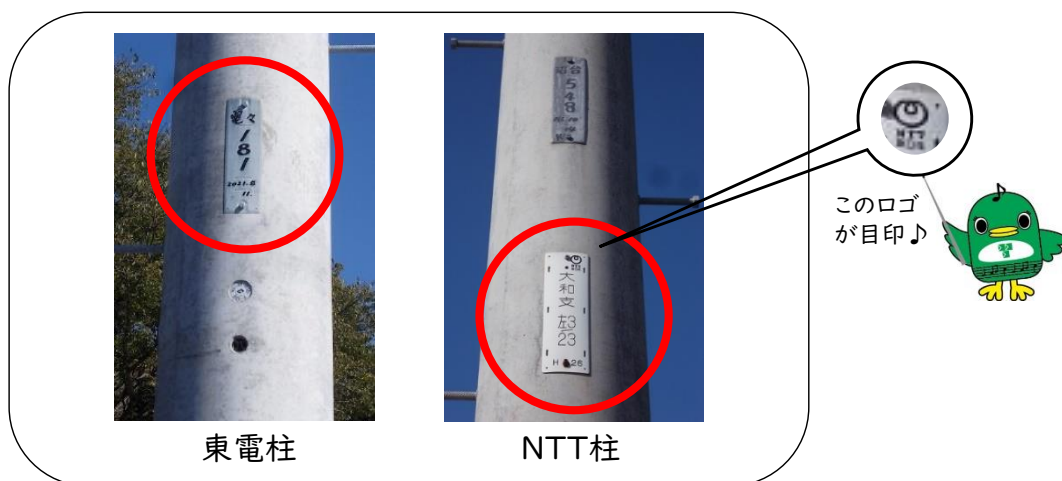
A:私道や私有地部分については、土地所有者の承諾を得ずに工事を行うことはできません。

Q:東電柱、NTT柱の見分け方は？

A:東電柱の見分け方は次のとおりです。

- (1) プレートが1枚ついている場合
付いているプレートに記載の会社が電柱の所有者となります。
- (2) プレートが2枚ついている場合
下側に取り付けられているプレートの会社が電柱の所有会社となります。
- (3) プレートがついていない場合
プレートがついていない電柱へ申請される場合は、
東京電力またはNTTへお問い合わせください。

※電柱に登るには許可が必要となりますので、プレートの確認等の際にはご注意ください。



V 問い合わせ先一覧

■設置場所・犯罪発生状況に関するご相談先

○習志野警察署 生活安全課

所在地：千葉県習志野市鷺沼台2丁目4-1

電話番号：047-474-0110(代表)

■道路上・公園内の設置に関するお問い合わせ先

○習志野市役所 道路管理課(市道)

所在地：千葉県習志野市鷺沼2-1-1

電話番号：047-451-1151(代表)

○習志野市役所 公園緑地課(公園)

所在地：千葉県習志野市鷺沼2-1-1

電話番号：047-451-1151(代表)

○千葉土木事務所(県道・国道)

所在地：千葉県千葉市中央区出洲港11-1

電話番号：043-242-6101(代表)

■登記簿に関するお問い合わせ先

○千葉地方法務局本局

所在地：千葉市中央区中央港1-11-3

電話番号：043-302-1131(代表)

■東電柱に共架する場合のお問い合わせ先

○東京電力パワーグリッド株式会社

電話番号：0120-911-289(専用フリーダイヤル)

■NTT柱に共架する場合のお問い合わせ先

○株式会社NTT東日本-南関東 設備部 エンジニアリング部門 渉外調整担当

電話番号：043-351-7263

防犯カメラ設置の手引き

発行 令和7年4月
習志野市役所 協働経済部 防犯安全課
TEL:047-407-3828
FAX:047-453-5578

